

群馬大学副学長に関する規程

平成27. 4. 1 制定
改正 平成29. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学副学長（以下「副学長」という。）に関し必要な事項を定める。

(指 名)

第2条 副学長は、理事及び教職員の中から学長が指名する。

(職 務)

第3条 副学長は、学長を助ける。

2 副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。

(任 期)

第4条 副学長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学副学長に関する申合せ（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。